

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案に対する意見等

平成 17 年 1 2 月 2 日

社団法人 第二地方銀行協会

### 1. 全体的な意見

今回公表された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正案では、「主要行向け監督指針におけるベスト・プラクティス的な規定のうち、中小・地域金融機関にとって必要性が乏しいと認められるものは、盛り込まない」という基本的考え方の下、主要行と中小・地域金融機関の規模・特性の違いを考慮した内容となっているなど、全体的には評価している。今後の監督行政において、そのような考え方が徹底されることをお願いしたい。

### 2. 個別項目に対する意見・質問等

- 1 経営管理（ガバナンス）
- 1 - 2 主な着眼点
- (2) 取締役及び取締役会  
法令等遵守態勢、リスク管理態勢及び財務報告態勢等の内部管理態勢（いわゆる内部統制システム）を構築することは、取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容を構成することを理解し、その義務を適切に果たそうとしているか。

#### 【意見・質問】

「内部管理態勢」に、あえて「いわゆる内部統制システム」との文言を付け加えた趣旨を明らかにしていただきたい。

- 1 - 3 監督手法
- (1) オフサイト・モニタリング  
内部監査ヒアリング等（ - 1 - 1 - 2 (3) 参照）  
内部監査ヒアリングにおいて、銀行の内部監査部門に対し、内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況及び今後の課題等につきヒアリングを行うこととする。  
また、特に必要があると認められる場合には、銀行の監査役、社外取締役に対してもヒアリングを実施することとする。

## 【意見・質問】

内部監査ヒアリングにより把握された主な問題点や課題等を公表していただきたい。

(理由)

- ・ 金融機関の自己責任原則に基づく内部管理態勢の強化等を促す観点から、検査において多くの金融機関に共通してみられる指摘事例を取りまとめた「金融検査指摘事例集」が本年7月に公表され、今後、定期的に作成することが予定されている。同様に内部監査ヒアリングにより把握された主な問題点や課題等を公表することは、各金融機関における内部監査の実効性向上の観点から有効と考えられる。

### - 1 - 1 - 2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール (3) 定期的なヒアリング

#### 内部監査ヒアリング

銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年1回(原則として4月頃を目途とするが、それ以外の時期に行うことを妨げない。)ヒアリングを実施することとする。

その際、銀行の内部監査の体制、監査計画の立案状況、内部監査の実施状況、問題点の是正状況、今後の課題等についてヒアリングすることとする。

## 【意見・質問】

内部監査ヒアリングの実施時期については、事前に金融機関側の意向を確認し、4月頃に限定することなく、柔軟に実施時期を決めていただきたい。

(理由)

- ・ 監査計画の立案時期との関係や内部監査の実施状況(繁忙時期)等、金融機関によりヒアリングを希望する時期は異なると考えられる。

### - 3 - 3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (2) 照会書面受領後の流れ

#### 回答

照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。なお、

いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

【意見・質問】

「できるだけ早く回答するように努めるとともに、回答に 30 日以上要する場合には、できるだけ早くその旨ならびに回答時期の見通しを通知するように努める」としていただきたい。

(理由)

- ・ ノーアクションレター制度は、有望なビジネスチャンスが損なわれないうようにとの趣旨により始められた制度である。照会内容によっては、回答までに時間を要することも理解はできるが、その場合においても、早く回答時期がわかれば、その後の対応も考えやすいと考えられる。

以 上